

人間文化研究機構人間文化研究創発センター企画調整会議設置要項

令和4年4月1日

人間文化研究機構創発センター長決定

(設置)

第1条 人間文化研究機構人間文化研究創発センター組織運営規程第9条の規定に基づき、人間文化研究創発センター（以下「創発センター」という。）の運営委員会の下に、企画調整会議を設置する。

2 企画調整会議の組織及び運営に関して必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 企画調整会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 創発センター運営委員会設置要項第2条第1項第2号に定める委員 6名
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 必要に応じ、企画調整会議の下に、部会等を置くことができる。

(審議事項)

第3条 企画調整会議は、次に掲げる事項を審議及び意見調整を行う。

- (1) 創発センターの運営方針等の企画立案に関する事
- (2) 創発センター研究員の育成に関する事
- (3) 基幹研究プロジェクト及び共創先導プロジェクトに関する意見調整
- (4) その他、人間文化研究創発センター運営委員会から委任された事項

(運営)

第4条 企画調整会議はセンター長が主宰する。

2 センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

3 センター長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 その他企画調整会議の運営に関し必要な事項は企画調整会議において定める。

(庶務)

第5条 企画調整会議の庶務は、本部事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。